


令和元年10月8日(火)
国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

記者発表資料

 **国道357号（東京湾岸道路）空港北トンネル「夜間全面通行止」**
～トンネル火災に備え、防災設備の点検を行います～

国道357号（東京湾岸道路）「空港北トンネル」において、防災設備の点検を実施するため、下記の通り夜間全面通行止となります。

ご通行の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、現地の案内看板及び誘導により安全に通行していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 日 時：令和元年11月2日（土）23：30～翌朝5：00
【荒天時は令和元年11月30日（土）に順延します。】
- 場 所：国道357号（東京湾岸道路）空港北トンネル（上下線）
お お た く け い ひ ん じ ま
（大田区京浜島2丁目地先～同区は ね だ く ー こ う羽田空港3丁目地先）
- 規制内容：上下線全面通行止
- 迂回路：国道15号（第一京浜）、国道131号（産業道路）、
都道311号（環八通り）、都道318号（環七通り）
（詳細は別紙をご覧ください。）
- その他：この点検は、トンネル内に設置されているスプリンクラー、消火栓、
消火器等の防災設備の機能を確認するため毎年実施しています。

◎報道機関の皆様へ

取材を希望される場合は、前日までに下記問い合わせ先へご連絡をお願いします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問 合 せ 先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 TEL 03-3512-9090（代表）
副所長 かすや ひでお 粕谷 日出夫（内線204）
施設管理課長 さかい まさとし 酒井 雅利（内線391）

空港北トンネル通行規制のお知らせ

令和元年11月2日(土) 夜23:30~翌朝5:00

【荒天時は令和元年11月30日(土)に順延します。】



通行止めの際は、案内看板及び交通誘導員の指示に従って下さい。

ご通行の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

空港北トンネル防災設備点検の目的について

空港北トンネルは、国道357号の大田区京浜島より京浜南運河・羽田空港滑走路下を經由して羽田空港ターミナルに至る延長1,487mのトンネルです。

トンネル内には火災発生時に道路利用者の安全を確保するため、スプリンクラーや消火栓などの防災設備、換気設備及び排水設備を設置しています。

防災設備については動作状況を確認するため1年に1回、スプリンクラーの放水試験を実施しており、試験時には噴霧された水が視界を霧状に遮り、安全に通行出来なくなるため、全面通行止にしています。また、消火栓や消火器等についても併せて点検を実施します。



【スプリンクラー設備】

トンネル内に5m間隔で294個設置されており、車両火災時などに約50mの範囲を放水し消火作業を行います。



【消火栓、消火器等】

消火栓58台、消火器236本が設置されています。

この他にも火災検知器110台、非常用電話20台なども設置されています。